

13 . 65 歳以上の方へ

(1) 介護保険制度との適用関係について

障害福祉制度と介護保険制度で同様のサービスがある場合は、選択制ではなく原則介護保険制度の適用となります。ただし、障害福祉制度にしかないサービス等については、利用できる場合があります。

福祉用具

補装具及び日常生活用具にしかない種目であれば、購入費等の助成制度を利用できる場合があります。事前に本庁舎障害者福祉課に御相談ください。

☎ 042-620-7366 P 37 ~ 53 を御参照ください。

福祉サービス

障害福祉制度にしかないサービスであれば、利用できる場合があります。主に以下のとおりです。事前に本庁舎障害者福祉課に御相談ください。

☎ 042-620-7367 P 54 ~ 61 を御参照ください。

- ・ 移動支援（知的・精神障害者に対する外出時の支援）
- ・ 行動援護（常時介護を要する知的・精神障害者に対する外出時の支援）
- ・ 同行援護（視覚障害者に対する外出時の支援）・自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労継続支援 B 型（雇用契約がない就労の支援）

(2) 高齢者生活支援

詳しくは、各課にお問合せください。

事業名	支援内容等	相談窓口
高齢者自立支援 住宅改修の給付	市に事前申請を行い、転倒の予防や動作の容易性等自立した生活と介護予防につながる効果が期待できる改修と認められた工事について、完成後に助成を行います。 浴槽の取替え（基準額最高 379,000 円）、流し台・洗面台の取替え（156,000 円）、便器の洋式化（108,000 円）が対象で、原則基準額の 1 割と助成の上限を超えた部分は自己負担となります。 対象者は日常生活の動作に困難がある 65 歳以上の方で要介護認定申請を行った結果、要支援・要介護認定を受けた方です。	福祉部 介護保険課 ☎ 042-620-7416
生活支援 ショートステイ	高齢者の体調管理や介護するご家族が、病気・出産・冠婚葬祭等で高齢者をひとりにしておけない場合に、養護老人ホームでお世話します。（要支援・要介護の方は除きます。） 1 回あたり最高 7 日の範囲で利用可能（自己負担：1 日 2,080 円）	福祉部 高齢者福祉課 ☎ 042-620-7420

事業名	支援内容等	相談窓口
在宅高齢者 理容師・美容師 の出張	介護保険で要介護4・5の認定を受けた方又は要介護3の認定を受けた障害高齢者の日常生活自立度がB2以上の外出困難な65歳以上の方を対象に、お宅へ理容師、美容師が出張します。(自己負担：1回1,000円)月1回を限度に年度6回まで(10月以降の新規申込みは年度3回)	福祉部 高齢者福祉課 ☎ 042-620-7420
在宅高齢者 おむつの給付	介護保険で要介護1以上の認定を受けた65歳以上の在宅の方で世帯全員が市民税非課税の方を対象に、月1回、紙おむつ・尿とりパッドをおむつ袋とともに自宅に配達します。 購入限度額：月4,400円上限(消費税込) 購入限度額内は2割の自己負担(限度額を超えた分は全額自己負担)	
入院高齢者 おむつ代助成	介護保険で要介護4・5の認定を受けた65歳以上の方で、30日以上継続して入院している市民税非課税の方(介護保険施設に入所されている方を除く)を対象に、おむつ代を一部助成します。生活保護利用者を除く。 助成額：月4,400円(消費税込)までの8割	
認知症高齢者 探索機器の貸与	市内在住で65歳以上の認知症高齢者及び若年性認知症で帰宅困難となる方を在宅で介護している親族に対し、早期発見と事故の未然防止のため、GPS機能を利用した探索器を貸し出します。日常生活賠償特約が附帯されています。 利用料：月242円(消費税込)	
高齢者福祉電話	65歳以上の方のみで暮らす、心身の状況で閉じこもりがちな方に、シルバーホンを設置し緊急時にあらかじめ登録してある親族等に連絡ができるようにします(NTT回線の方のみ)。希望者には月1回の電話訪問を行います。	
高齢者救急 通報システム	65歳以上の方のみで暮らす、緊急性のある慢性疾患のある方に通報器を貸し出します。家庭内で緊急事態になった時、ボタン・ペンダントを押すことで受信センターを通して東京消防庁に通報され、駆け付け員が支援を行います。また、月1回の電話訪問と24時間体制の健康相談ができます。 利用料：月484円(消費税込)市民税非課税の方は免除	
高齢者見守り シール事業	個別IDが記載された見守りシールを衣服や持ち物等に貼り付けることにより、高齢者が行方不明になった際に、発見者がシールに書かれたフリーダイヤルに電話することで、発見者・家族等ともにお互いの個人情報を出さずにやり取りが出来ます。 利用料：年間3,600円	

13
65歳以上の方へ